

## 新進研究者研究支援金規則

2017年3月11日  
制定

### (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）が行う新進研究者に対する研究支援金について定める。

### (新進研究者研究支援金の意義、対象者、選考方法等)

第2条 新進研究者研究支援金は、会長が決定した新進研究者に対して、その研究を支援するために本学会が必要と認めた場合に支給する。

2 新進研究者を申請することができる者は、本学会の会員であって、次の各号に掲げる者とする。

一 本学会の正会員であって減額申請が認められた者（ただし、一般社団法人社会情報学会会費規則第5条第2号または第3号に該当する者に限る。）

二 本学会の学生会員

3 新進研究者研究支援金の選考方法等は、別に定める。

### (予算)

第3条 会長は、理事会の議を経て、新進研究者研究支援金の予算金額を定める。

### (予算の執行)

第4条 総務委員会は、新進研究者研究支援金にかかる予算執行の責を負う。

### (新進研究者の会計報告義務)

第5条 新進研究者は、新進研究者研究支援金に関わる事業の終了後、速やかに会長に対して会計報告を行わねばならない。

### (新進研究者研究支援金の返還)

第6条 新進研究者は、本学会の定めた研究支援条件に反した場合は、新進研究者研究支援金を返還しなければならない。

### (本規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. 本規則は、2017年3月11日から施行する。